

文教くらし委員会記録

開催日時 平成26年9月12日(金) 13:03~14:02

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

高柳 忠夫 委員長
大坪 宏通 副委員長
宮木 健一 委員
阪口 保 委員
猪奥 美里 委員
宮本 次郎 委員
奥山 博康 委員
山本 進章 委員
新谷 絃一 委員

欠席委員 なし

出席理事者 影山くらし創造部長兼景観・環境局長

吉田 教育長 ほか、関係職員

傍聴者 7名

議 事

- (1) 9月定例県議会提出予定議案について
- (2) 請願の審査について
- (3) その他

<質疑応答>

○高柳委員長 ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めまして、質疑があればご発言願います。

○宮本委員 質問をいたします。

一つは、カエントケの大量発生対策について。生駒山麓にカエントケという猛毒キノコが多数発生しているとのことで、注意を喚起する報道がなされているところです。学習研究社が出しております日本の毒きのこという書物を見ますと、食後30分程度で悪寒、腹痛、頭痛、手足のしびれ、嘔吐、喉の渇きなど、胃腸系から神経系の症状があらわれると。その後に腎不全、肝不全、呼吸器不全、循環器不全、脳障害など全身に症状があらわれて、

最悪の場合、死に至る。あるいは顔面脱皮や脱毛など表面に出てくる症状が特徴的で、毒成分の皮膚刺激性が高いので汗を皮膚につけてはならないとされておりました。

このカエンタケが発生している問題は、ナラの木の病気でもありますナラ枯れとの関係が指摘されておりまして、ナラ枯れの拡大とともにカエンタケが大量発生しているということで、この夏には、近鉄生駒駅から500メートルほどしか離れていないハイキングコースでありますとか、保育園児の散歩コース付近でも発生をしていたと。また子どもたちが野外活動を行っている広場の周辺にも大量発生している。あと、生駒山麓だけではなくて矢田丘陵でもナラ枯れがありますので、カエンタケがどこで発生してもおかしくない状況だと指摘されています。

ナラの木は、カブトムシやクワガタムシがよく生息する木でもありますので、当然、子どもたちがカブトムシ、クワガタムシを探す木の根っこに生えているということですので、知らずにさわったり、その手で目をこすったりすると大変だと言われてます。そこで、児童・生徒が、園児も含めてですが、通学中、あるいは散歩中にさわってしまうことがないように、カラー写真などを示して、注意喚起する必要があると思うのですが、こういった対応がなされたか、保健体育課長にお聞きしたいと思います。

また、県民に広く周知徹底して、カエンタケが発生しているハイキングコースなどにポスター、あるいは看板を設置する必要があると思うのですが、この点の対応を消費・生活安全課長に聞きたいと思います。

2点目は、小・中学校の普通教室へのエアコン設置の問題で、7月の猛暑に比べますと8月は比較的落ちついたということですが、9月初旬はまた暑くなったということで、学校の教室の暑さ対策は引き続き課題です。エアコンの設置については、9月の市町村議会でも活発な議論が県下でされているということとして、斑鳩町議会では9月2日に、斑鳩小学校で午後2時の教室で計測した気温が32度だと報告をされておりました。ご承知のように、学校環境衛生基準では夏場の適温は25度から28度で、対策は必要だと前回の初度委員会でも議論があったとおりです。県のエアコン設置率が6.1%と、西日本で最下位から2番目、近畿では最下位で、大阪府の48%、京都府の68%と比較してもおこなれていることが話題となったところです。前回、教育長の答弁で、研究する必要があるということだったのですが、その後の研究状況を明らかにしていただきたいと思っております。

3点目は、高等養護学校の分教室設置の問題で、高等養護学校の過密化が進んでいることで、分教室を設置することが進められております。3つの県立高等学校に平成28年度

に開設されると。ですから、来春、すなわち平成27年の春に高等養護学校に入学する人たちが2年生に進級するタイミングで分教室に分かれるということから、現在、説明会が行われたり準備が進んでいることで、8月の初度委員会の後、本委員会の県内視察で、その分教室設置校の一つである山辺高等学校の準備状況を調査したところです。現地に行きますと先生方から、このままではとても分教室の設置に万全を期して臨めない、生物化学科の担当の方は、農業、園芸、それから動物飼育、全て一人一人の生徒に見合った指導をする自信はあるが、ただ予算が伴わないので、特に動物飼育については今、盲導犬しかいないので、せめてアニマルパークから羊を借り受けるとかできないのかと、強い要望が寄せられました。皆さん、お聞きいただいたとおりです。

同じようなことが高円高等学校、あるいは二階堂高等学校で起きないかと心配をすることで、例えば高円高等学校は芸術コースが有名です。保護者の期待は、楽器に親しむことができるのだろうかとか、あるいは陶芸などができれば、卒業後の進路にもプラスになるということで期待は膨らむのですけれども、高円高等学校には窯がありませんので陶芸は難しいのではないかと心配も尽きません。

そこで、現在、分教室設置に向けて、それぞれの学校の特徴、あるいは専門性を生かした教育が実施できるように環境整備が必要だと思うのですが、その環境整備の見通しについてお聞きしたいと思います。

最後に1点、通告はしていなかったのですが、先ほど石綿の健康リスク調査の報告がありました。8月だったと思うのですが、2会場で説明会、学習会が行われたと聞いていますが、斑鳩町のいかるがホールで行われたことから、石綿の被害を受けた人たちは斑鳩町の西部に住んでおられる方が多いので、斑鳩町の東部に位置するいかるがホールは少し距離があるので、参加が少なかったと聞いているのですが、斑鳩会場での参加状況と、今後、会場について何か工夫をされるのかどうか、お考えがあるのかないのかお聞きしたいと思います。以上です。

○沼田保健体育課長 カエンタケの対応についてご説明申し上げます。

8月下旬に、生駒山麓におきまして猛毒キノコ、カエンタケが確認されました。カエンタケは、議員がお述べのとおり大変危険なキノコと認識しております。県教育委員会では、9月4日付で全ての市町村、教育委員会並びに県立学校に対しまして、児童生徒の登下校を含めた学校生活や家庭での発見時の対応について、カラー写真を添えて、絶対にさわらず、また食べたりすることのないように注意喚起を行ったところでございます。また、詳

しい情報につきましては、くらし創造部消費・生活安全課のホームページや、厚生労働省のホームページについても内容が示されていますので、参考にするようにと周知いたしました。今後、文部科学省などからも新たな情報がありましたら、しっかりと把握しながら、他課とも連携し、児童・生徒の安全管理に努めたいと思っております。以上でございます。

○姫野消費・生活安全課長 消費・生活安全課のホームページでは、写真とともに形状、発生時期、発生場所、または症状をわかりやすく掲載しまして、見かけても絶対にさわらないよう、また食べないように強調して注意喚起を行っています。

また、森林整備課や生駒市、平群町においても、見つけてもさわらず、食べないように注意喚起を行っているとお聞きしています。

また、県の保健所に対しましても、県民からの問い合わせや自治会等の地域で開催する衛生講習会など、あらゆる機会を捉えまして、同様の注意喚起が行えるように措置しているところでございます。以上でございます。

○吉尾学校支援課長 さきの委員会で、小・中学校の空調設置につきまして、市町村に対する支援を検討してはどうかというご意見をいただきました。まずは、県内12の市に対し空調設置の計画の有無等について照会いたしました。その調査結果でございますが、設置予定なしが8市でございまして、理由としては、財政面から空調設置費用だけでなく、設置後のランニングコストや修繕、更新時にかかる費用負担が多くなることから困難であると。また児童生徒の身体面から空調設置により身体機能が弱体化すると。天井扇、あるいはグリーンカーテン等で対応、その他、学校規模の適正化計画策定中やトイレの改修を優先する等の回答でございました。

また、検討中と回答された4つの市につきましても、具体的な計画を検討しているものではなく、将来的な課題として認識している程度であるということでもございました。

なお、扇風機につきましては、全ての市におきまして設置されていることを確認しております。

このような結果につきましては、市町村におけます財政力や教育予算をどこに配分するかという方針の違い、また子どもにも暑さを我慢させることが必要だという意識の違いがあると考えております。

また、あわせまして、近畿府県に対しまして市町村に対する支援について照会いたしましたが、いずれも設置者である市町村において進められるべきもの、県からの支援の考えはないという回答でございました。

なお、現在、町村につきましても同様な照会をしております、現在、まとめておるところでございます。以上でございます。

○大西学校教育課長 高等養護学校の分教室設置の準備状態についてでございますが、分教室を設置する高等学校3校と高等養護学校、県教育委員会で構成いたしますインクルーシブ教育推進協議会を平成26年9月8日に開催したところです。分教室設置に向けての課題の整理、検討事項の確認及び今後の予定等について協議を行っております。分教室設置のための教室であるとか、備品の整備等につきましては、教育活動の計画と並行し、各校と協議をしながら準備を進めているところでございます。今後、インクルーシブ教育推進協議会の専門部会を各学校ごとに3回程度開催し、来年度に実施する交流及び共同学習の計画など、分教室設置に向けた詳細な話し合いを行っていく予定でございます。以上です。

○中川環境政策課長 石綿の健康リスク調査の受診率向上のため、平成24年、平成25年にわたりまして、ニチアス王寺工場及び竜田工業から半径1キロメートル以内に、昭和46年12月31日以前より居住されている方、3,337名でございますが、平成24年度、平成25年度、戸別訪問にて勧奨を進めてまいりました。本年度、平成26年度につきましては、先ほど委員がお述べいただきましたとおり、8月19日に三郷町、平群町、8月24日に王寺町、斑鳩町で、県立大学教授による石綿に関する講習会を実施して、県民の方に石綿の危険性に対する認識や、ご自身の健康への関心を高めていただく機会を持たせていただきました。参加者につきましては、町村別の数字が今、手元ございませんが、4町合わせて2日で82名のご参加をいただきました。

斑鳩町につきましては、当日ももう少し会場を工夫するというか、西のほうにというご意見もいただきました。今後は、会場の利便性も考えて設定をしていきたいと考えております。以上でございます。

○宮本委員 ありがとうございます。アスベストの学習会については、西のほうの会場もありますので、ぜひ検討していただきたいと要望しておきたいと思っております。

それから、カエンタケについてですが、学校に聞きますと、まだ配っていないところもあるようなのです。教育委員会どまりになっているところがあるのではないかと思いますので、その辺、学校にきちんと行き渡るように、もう一声それぞれの教育委員会にかけていただきたいと思うのですが、その点、確認しておきたいと思っておりますので、お答えいただきたいと思っております。

消費・生活安全課にお聞きしたいのですが、カエンタケの専門家の方に、除去できないのかと聞きますと、除去できないこともないけれども除去しても解決にはならないと。すなわちナラ枯れ対策を行わない限り次々発生するということです。専門家が見ますと、来年恐らくカエンタケが出るだろうというところが生駒山系でも散見されるということなのです。ですから、農林部ときちっと連携を強めていただいて、根本的な対策を行う必要があると思うので、その点は要望しておきたいと思います。

エアコンの問題ですけれども、8つの市が予定していないということと、4市は予定検討中だと述べられました。その中で、財政が大変だということはもちろんあるのですが、エアコンを設置して子どもが弱体化するとか、あるいは我慢させるという認識があったと示されたわけですが、その認識を放置していたらまずいのではないかと改めて強く思ったので、その点、教育長、どうお考えか感想をお聞かせいただきたいです。

今回のエアコン問題は、ただ単に快適な環境を求めているのではなく、平均で32度を超える大人だったら当然我慢できないような環境で、経済的に厳しいから我慢して熱中症になるのが問題だったり、あるいは特に高齢者になってきますと暑く感じないことで、気がついたら熱中症になっていたのが問題になって、無理せずにエアコン適切に使いましようと呼びかけられている中で、子どもだけは別だと、我慢しろという認識は困るのではないかと思います。

今回、取り上げたのは、とにかく異常気象で、4、5年前の暑さと質が違うという問題なのです。そういうところでの話です。実際にエアコンがついている特別支援学校、ここでどういう使い方をしているか聞いたのです。そうしましたら、当然、学校環境衛生基準で25度から28度となっているから、28度を超えたらスイッチを入れるのですよねと聞いたら、違うって言うのです。30度を超えないとつけませんと言うのですね。電気代がかかるから、そのように内規をつくっているのだということです。本当は28度を超えたらスイッチを入れるところを30度まで我慢させているのだと、特別支援学校でそうなのです。これもまた問題だと思うのです。これで本当に命にかかわるようなことになりはしないか心配しました。そう思いましたので、エアコンを設置したら弱体化するという認識ですとか、暑さを我慢させる必要があるという認識は放置していいのかどうか、ここをお聞きしておきたいと思います。

それから、高等養護学校の分教室設置ですが、これからの話だということですので、この現地で寄せられている、このままでは十分な教育ができないという要望は、ぜひ受けと

めていただくようお願いしておきたいと思います。

では、お願いします。

○吉田教育長 まず、カエンタケの件でございますけれども、今、学校教育課を中心に全ての校園長会に9月に回っておりますので、もう既に終わったところはございますけれども、終わっていないところは校園長会でしっかり周知できるようにしてまいりたいと思います。

エアコンの件で、身体機能が弱体化するという考え方でいいのかどうかというご質問でございますけれども、小学校2校、それから中学校1校をこの月曜日に訪問に行かせていただきました。樫原市の学校ですけれども、委員がおっしゃるように、非常に湿度の高い高温が続いていて、行ったときには残暑が厳しくなく、割と過ごしやすい日であったことは事実なのですけれども、1つの学校では、環境学習でありますとか、そういった観点からすばらしいグリーンカーテンを引いておられました。そのことによって若干暑さ対策にもなったり、子どもたちにもいい学習ができるとおっしゃっておられまして、身体機能の弱体化という観点よりも環境学習の観点から、子どもたちがその日も運動場へ出て元気に遊び回っておりましたので、校長先生は、これぐらいの残暑でしたら特に必要がないという感想はお聞きしたのですけれども、7月上旬とか非常に暑さ厳しい時期もございますので、そういった情報も収集しながら、しっかり研究してまいりたいと思います。以上でございます。

○宮本委員 ありがとうございます。カエンタケにつきましては、ぜひ、子どもたちの手元にちゃんと、カラーの写真でも、情報が伝わるようお願いしたいと思いましたが、エアコンにつきましても、今後また議論を進めていきたいと思います。ありがとうございます。

○猪奥委員 何点か質問をさせていただきます。

まず、前の委員会的时候に子どもの貧困についてお尋ねをしました。子どもの貧困について、また貧困の連鎖について、例えば生活保護を受けている人は生活保護受給世帯で育った方が非常に多いとか、その中で、中学生がせめて高等学校に行けるように学習支援をされている埼玉県のを挙げて、一概には言えませんが、高等学校を卒業をすることが負の再生産を生まないために非常に大切だというお話をさせていただきました。

奈良県の高等学校の中退率は全国平均と比べても低うございますが、そんな中でもたくさん中退をされている方はいらっしゃいます。高等学校中退された方が1年後、2年後、

どうい生活を送っておられるのかということをお聞きしましたところ、県で独自の調査をされているということでした。おおよそ半数の方が高等学校を中退して1年後にアルバイトをされているというお話を伺いました。内閣府でとられた調査では、高等学校を中退して2年後に働いているという答えた人が56.2%で、そのうち、どういう形態で働いていますかという質問では、フリーター、パートが77%というのが全国の数値ですので、おおよそ奈良県もこういう動向に当てはまるのかなと思います。

一方で、もちろん中退してしまいますと中卒の扱いになりますので、一般の仕事につけるのは非常に難しいと思いますが、また戻りまして、子どもの貧困は連鎖していくのだと、生活保護受給世帯が生活保護になられる可能性が非常に高いというこの貧困の連鎖を断ち切っていくためには、高等学校中退のときに、その子どもが中退をしてしまったとしても、社会に出たときにしっかりと歩めるように、また学校に戻ってきたいと思ったときに戻ってこれるような、中退の方に対するケアが非常に重要になるのではないかと思います。

そこで、まず1点目の質問としまして、高等学校を中退をされる方に対して、どういうケアをされているのか、施策を打たれているのかをお尋ねしたいと思います。

2点目です。先ほど宮本委員からもクーラーについての質問がありました。前前回の委員会でも質問させていただきましたけれども、高等学校中退、奈良県は全国の中では低いとはいえ、中退率が非常に高いのがPTAがクーラーをつけていない高等学校の方々と。PTAがクーラーをつけている高等学校の中退率は0.32%と。全国平均と比べても非常に低いけれども、PTAでクーラーをつけていない高等学校群の中退率を見ると4.11%、全国的に大体2%ぐらいだと言われておりますので、非常に高い率で中退をされております。

先般、8月の末に子どもの貧困対策に関する大綱を政府が出されました、ちょっと長いですが。その中で、子どもたちが自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけるようにすることが必要であると。しかしながら、現実には子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくない。子どもたちの将来と我が国の未来をより一層輝かしいものとするためには、子どもの生育環境を整備するとともに、教育を受ける機会の均等を図り云々と。いわゆる貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはならないと。ようやく政府もこの子どもの貧困に対して大きくかじを切り出したところなんだと思います。

そこで、2点目の質問です。これは教育長にお聞きいたします。PTAで自主的にクー

ラーをつけることは、PTAがやられることだから仕方がないという今の県の姿勢は、決して許されるものではないと思います。子どもたちの教育環境を整備するということろを鑑みて、この点に関して教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もう1点、教育関係で質問です。この大綱の中でスクールソーシャルワーカーの重要性について非常に大きく取り上げられています。スクールソーシャルワーカーは全国で1,500名おられるそうですが、今後、5年後に1万人に増加させていくと。まず、奈良県の人数についてお教えいただきたいと思います。

○大西学校教育課長 まず、1点目の中途退学者への支援につきまして、お答え申し上げます。

平成22年度に、就活ガイドブックを教育委員会で作っており、これは実際に中途退学した生徒全員にお渡しするようになっておりまして、労働者として知っておくべきことであるとか、正規雇用と非正規雇用の働き方の違いであるとか、就労のための相談窓口等を記したものでございます。また、再び学ぶためにどのような方法があるかについてもガイドブックの中で紹介しております。

それから、卒業生等就労相談窓口も、これは各県立学校のウェブサイトに設置させていただいておりまして、中途退学した後でも直接学校に相談をする、申し込みができるということをしております。

ことしと来年の2年間にわたり、高校生就職未内定者、離職者就職支援事業をやっております。この中には中途退学者も対象としており、主に、どのような働き方ができるかという相談を受けたり、ワークショップでトレーニングをしたり、就労先のマッチングセミナー等をやっていくと。これを年2回開催する予定でございますが、そのような事業をして、中途退学した方に対しましてもできるだけ情報が届く形をやっておるところでございます。以上です。

○吉田教育長 クーラーの設置により、中途退学の率に差異が生じているという実態があるのではないかということに対しまして、教育長としてどのように考えるかでございますけれども、まず、中途退学する生徒は学習に興味、関心が持てずにやむなく中途退学しているという実態があるかと思っておりますけれども、学習環境、学びに対して、どのようなよい環境を子どもたち全てに提供できるのかが非常に大事であると思っております。特に中途退学者が多い学校に関しましては、その原因が何にあるのか、また中途退学した生徒に対してどのような支援ができるのか、また学び直しはいつでもできるように大和中央高等

学校もつくりましたし、高等学校をやめてからでも再入学ができるといった制度を県としてもつくっております。そういった学び直しの制度を活用している生徒は実際にどの程度いるのかも含めて、中退する生徒への対応を考えてまいりたいと思います。

クーラーの設置につきましては、現在、耐震化を優先して重点的に取り組んでいる中で、今後、県立学校全体のクーラーの設置についてどのように整備していくのか、考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○西上生徒指導支援室長 スクールソーシャルワーカーの配置状況をご説明させていただきます。

現在、児童生徒が抱える課題、問題行動等の背景には、ご指摘のとおり、本人の心の問題、加えて家庭、地域等のさまざまな社会的な環境の問題もございます。そういった問題が複雑に絡んで、学校だけで解決しにくい非常に困難なケースもあって、その関係機関と積極的に連携を図るため、県教育委員会では平成20年度からスクールソーシャルワーカーを配置しております。平成26年度は3名の社会福祉士の資格を持った方を、スクールソーシャルワーカーとして2市と県立学校1校に配置しております。また、その2市では中学校を中心に、その校区内の小学校の問題へも対応も含めて取り組んでおるところでございます。

加えて、別の事業ですが、児童・生徒の自殺対策事業の中で開設しておりますメール相談窓口にも、相談員としてスクールカウンセラーに加えてスクールソーシャルワーカーを1名配置して対応させていただいているところでございます。以上です。

○猪奥委員 それぞれありがとうございます。

中退をした方のケア、全ての中退者にお渡しする就活ガイドブックを先ほど見せていただきました。中を拝見すると、どう見ても手づくりでつくられたものだ、苦勞されてつくられたものだというのがありありとわかる内容となっています。外注に出していなくて、パワーポイントとかワードとかを組み合わせて恐らくつくられたのだらうと思います。多分、非常に少ない予算の中でやっておられると思います。中退をして社会に出ていく子どものケアは、これからより一層重要になってくると思いますので、この分野ますます発展して、力を入れてやっていただきたいと思います。

高等学校を既に中退された方に対しても、研修会、就職支援の会を開くというお話をいただきました。平成25年、平成26年ということは、緊急雇用という短期の事業として計画されていると思いますけれども、高等学校を中退される方は毎年出てこられるわけで

すから、2年間で終わらせることなく継続的に行っていただくとともに、やめてアルバイトをしている人は、恐らくお昼の仕事をしているのではなくて、生活をするために夜間アルバイトをされたりですとか、親元を離れて大阪府でお仕事をされている数値にあらわれていない方もたくさんおられると思いますので、学校からご案内をするときに、そういった到達率にも気をつけながら、子どもたちにしっかりと情報が届くように工夫していただけるとありがたいです。

教育長にお答えをいただいたクーラーの設置ですけれども、ただPTAがクーラーをつけているかつけていないかという話ではなくて、生徒の群がいるということは、同様に親の群がいて、それを軽しめていいものではないと改めてお伝えをしておきたいと思います。

子どもが育った環境も、恐らく大きく異なってくると思うのです。PTAがクーラーをつけていない群で育っている子どもたちの中には、先生だけでは解決できない問題がたくさんあって、そういうものを解決してくれる、教師のお手伝いをしてくれる、先生の橋渡しをしてくれる、福祉と教育とをつないでくれる役割をソーシャルワーカーが担ってくださっていると思います。

現在、全国で1,500人ということは、1%圏と言われる奈良県では、15人ぐらいいるのが普通なのかと思うのですけれども、奈良県の場合、この施策が始まってからずっと3人と。高等学校の場合、大和中央高等学校に1名配置されているということですが、3人だけでは、そのケースワーカーがケースワークの相談をするケース会議も頻繁に開くこともできないでしょうし、もっと助けが必要な子どもたちのケアもできないのではないかと思います。なぜ3人しかいない。これから政府は1,500人を5年後に1万人にしているわけですから、奈良県もこれから倍々でふやしていかなければなりません。とすると、資格を持っておられる方、経験のある方、知見のある方が奈良県にはまだ少ないと思います。どう育てていくか、つくっていくか、3年後、5年後にどうふやしていくかという計画をこれから立てていかなければならないと思います。今後、3名でいいと思っておられないと思うのです。増加させる計画も含めて、今後の取り組みについてお教えいただきたいと思います。これ、質問です。

○西上生徒指導支援室長 スクールソーシャルワーカーの増員等について、養成も含めてお話しさせていただきます。

この事業については、平成20年度の立ち上げのときから奈良県社会福祉士協会と連携の上で進めてまいりました。ご指摘のとおり、この協会に登録されている方は、平成26

年度、314名でございます。これは学校問題にかかわって経験のある方ということではなく、社会福祉士の資格を持っておられ、登録をされている方でございます。学校問題への対応も含めて、さらに養成していく必要について、協会からお伺いしているお話としてご説明しますと、県内では帝塚山大学、天理大学、また奈良佐保短期大学で、福祉系の学科・学部を用意して現在、養成に努めておられるとのことでした。

県教育委員会といたしましても、ご指摘のとおり、ソーシャルワーカーの増員も含めて、子どもたちの抱えますさまざまな課題解消に向けて、良好な支援、増員も含めた検討を進めてまいりたいと思っております。

○猪奥委員 ありがとうございます。スクールソーシャルワーカーが非常に進んでいると言われている大阪府でも、大阪府が養成に向けて予算をつけたり、補助を出したりされているようでもありますので、どうふやしていくのかも含めて、県としても積極的に取り組んでいただきたいと思います。

最後にもう一つ質問があります。青翔高等学校ですけれども、体育館が建てられてまだ10年ぐらいだと聞いていますが、最近、特に体育館の水漏れがひどいと。学校施設でたった10年しかたっていないのになぜ水漏れが起こるのか、そのような事態はあまりお聞きすることがないと思うのですけれども、事実関係と、そういった経緯、ご存じの範囲で教えていただければと思います。以上です。

○吉尾学校支援課長 青翔高等学校の体育館につきましては昨年、雨漏りがあると聞いております。ただ、10年以上既にたっており、契約上は瑕疵担保の期間を過ぎておりました。調査をし、来年度予算で対応していくというところでございます。雨漏りににつきましては10年の保証と契約上なっております。

○猪奥委員 10年はどういう契約で、工事に瑕疵がなかったのかも含めて、また改めてご説明いただければと思います。後で結構です。ありがとうございます。終わります。

○阪口委員 通告していなかったのですが、クーラーの設置につきましては、今まで発言してきました。ただ、教室の気温がどのぐらいなのかがはっきりわからないのです。奈良県の気温につきましては、インターネットで奈良の7月18日でしたら最高気温は32.8度と。ところが教室の気温がわからないので、きょうはクーラーの設置要望というより、教室の気温がどのぐらいなのかデータがあればお示しをしていただきたいと思います。多分、とっておられないと思うので、とっておられなかったら来年のことになりますけれども、夏は終わっていますので、とっていただきたいと思います。そこをお聞きします。

○沼田保健体育課長 教室の温度についてでございます。前回の文教くらし委員会でも継続審議ということで、保健体育課でも、県内の北、中、南部の県立学校で8月25日から29日の5日間、そして9月1日から5日までの5日間、2階の教室で窓をあけ換気した状態で一度はかってみてくださいという調査を行いました。

10時、14時で1日2回はかっております北部の学校で、これは奈良市内でございますが、まず、8月25日から29日までで10時の時点の平均で、29.6度、これが教室内の温度です。そのときの外気温は25.8度です。14時で室内が30.9度、外気温は28.8度でございます。同じく中部地区でございましたら10時の教室の温度が27.6度、そのときの外気温は25.9度、14時の段階ですと、教室が30.4度、外気温は30.2度。南部ですと、10時の教室の温度が26.4度、外気温は25.4度、14時の段階で27.5度、外気温が27.8度といった数字でございます。また、この調査については引き続いてやってまいりたいと思っております。

○阪口委員 ありがとうございます。引き続き詳細なデータをいただければありがたいです。

2点目の質問ですが、先般も熱中症対策についての質問をいたしました。注意喚起等の通達等を出していただいている中で、今のところ大きな事故には至っていないと理解いたしております。ところが、7月にこのような質問が来ました。県下の公立学校ですが、1学期の終業式が非常に暑く、またその集会が長かったということで、熱中症のような状況になったという市民からの相談でございます。ここでは、それがどうかというのを問題にしたいわけではございません。

教師をやっていて、30年か40年ぐらい前に、よく光化学スモッグが出まして、注意報、警報という区別があり、注意報、警報が出たときにはグラウンドに旗を立てる、校内放送をする。警報のときには運動制限を加えるというふうに徹底をしておりました。最近、光化学スモッグはないわけです。ところが熱中症ということが出てきております。特に最近、高温注意情報という発令をされるときもありまして、こういう状況のときには、県としてどのようなマニュアルを立てておられるのか、お聞きします。

○沼田保健体育課長 熱中症事故の防止について、各学校に対しまして、気温、湿度など、環境条件に配慮した運動の実践や、小まめな水分や塩分の補給並びに休息のとり方、そして児童生徒の健康観察など、健康管理の徹底などを毎年、暑くなる前から通知を出し、周知しているところであります。今年度につきましても、5月、7月に事前に通知いたしま

した。

熱中症の防止の内容につきましては、例えば乾球温度、これは気温でございますけれども、28度以上での運動は熱中症の危険が高くなり、水分や塩分の補給はもとより、積極的な休息が必要であること、そして35度を超えるような状況でありましたら、特別な場合以外は原則運動を中止することなどを示しております。また、学校において熱中症が発生した場合は、応急処置等も対応をフローとして示し、速やかに県教育委員会への報告も行うよう通知しているところでございます。以上でございます。

○**阪口委員** もう9月ですから、これから非常に暑くはならないかなと思うのですが、昨今、異常気象で、急に暑くなったり、急に雨が降ったりということがございますので、やはり高温注意情報等が出されそうなときは、マニュアルの徹底をぜひ図っていただいて、学校管理下で大きな事故に至らないという対策を立てていただきたいと要望でございます。

○**高柳委員長** そのほかございませんか。

ほかになければ、これをもちまして質疑を終わりたいと思います。

次に、請願の審査につきましては、さきの6月定例議会におきまして継続審査となっております請願第10号、中学校歴史・公民教科書に関する請願書については、お手元に配付のとおり請願者から請願取り下げ願いが提出されました。これに同意することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議がないものと認めます。よって、請願第10号については、取り下げに同意いたします。

これをもちまして、請願の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任を願えますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これで、本日の委員会を終わります。